

令和6年度 釧路短期大学同窓会総会議事録

日 時：令和6年9月21日（土） 18:00～19:00

会 場：釧路センチュリーキャッスルホテル1階 海の間

出席者：449名（対面39名、委任状410名）

総会は伊藤美香氏の司会により進行。開会の辞、会長 中村知与子氏の挨拶に続き、議案の審議が開始される。議長には同窓会副会長 平井紀子氏が選出された。

審議事項

第1号議案 釧路短期大学同窓会令和5年度活動報告

同窓会書記 菊地正明氏より令和5年度の活動について報告がなされ、原案どおり賛成多数により承認された。（別添1）

第2号議案 釧路短期大学同窓会令和5年度決算報告及び会計監査報告

同窓会会計 伊東珠希氏による令和5年度の決算報告に続き、同窓会監査 三村理恵氏による監査報告がなされ、原案どおり賛成多数により承認された。（別添2）

なお質疑の場において、予算額を併記して差引増減額がわかるよう書式を変更してほしいとの要望が上がった。以降の常任幹事会において検討するものとする。

第3号議案 釧路短期大学同窓会令和6年度活動計画（案）

同窓会書記 菊地正明氏より令和6年度の活動について計画案が示され、原案どおり賛成多数により承認された。（別添3）

第4号議案 釧路短期大学同窓会令和6年度予算（案）

同窓会会計 伊東珠希氏より令和6年度の予算案が示された。

質疑において、総会会費に含まれる義援金（500円×60名）が「会費」と「義援金」の項目で重複しているのではないかと指摘あり。誤りが確認されたため「会費」項目における重複分を減額し、再作成する旨を報告。当該修正を加えた原案をもって採決をとり、賛成多数により承認された。（別添4）

第5号議案 釧路短期大学同窓会奨学生の選考（案）

同窓会総務 島本祐里氏より1名の奨学生候補が示され、原案どおり賛成多数により承認された。

第6号議案 釧路短期大学同窓会総会・懇親会開催周期の見直し（案）

同窓会総務 三浦亜理紗氏より4年周期への変更が提案され、原案どおり賛成多数により承認された。

第7号議案 釧路短期大学同窓会役員改選（案）

同窓会監査 三村理恵氏より本議案を上程。議長が役員選任方法について議場に尋ねたところ総務一任の声があり、これを了承。総務より改選案が上程された。

質疑において、「会計監査」が同窓会規則第9条に記載のない役職である旨の指摘あり。

「会計監査」が「監査」の誤りであったことが確認されたため、これを修正。当該修正を加えた原案をもって採決をとり、賛成多数により承認された。(別添5)

続けて、第6号議案において定期総会の開催が4年毎に変更となったことを受けて、三村氏より役員の任期を4年に変更する案が上程された。こちらについても、賛成多数により承認された。

第8号議案 釧路短期大学同窓会規則の改正

同窓会書記 菊地正明氏より改正案が示され、賛成多数により承認された。(別添6)

第9号議案 寄付金の拠出先の選定

同窓会会計 伊東珠希氏より本議案が上程される。2024年1月1日の能登半島地震で被災した子どもたちへの教育支援活動を行う「公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟」が候補として示され、原案どおり賛成多数により承認された。

議長退席。閉会の辞をもって総会を終了した。

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

令和6年10月15日

議事録署名人

議事録署名人

釧路短期大学同窓会令和 5 年度活動報告

自 令和 5 年 9 月 1 日

至 令和 6 年 8 月 31 日

年 月 日	内 容
令和 5 年 10 月 5 日 (木)	同窓会総会 (於：釧路短期大学) 出席者 13 名 議事 (1) 議案第 1 号 釧路短期大学同窓会活動報告 (案) (2) 議案第 2 号 釧路短期大学同窓会決算報告 (案) 会計監査報告 (3) 議案第 3 号 釧路短期大学同窓会活動計画 (案) (4) 議案第 4 号 釧路短期大学同窓会予算 (案) (5) 議案第 5 号 釧路短期大学同窓会奨学生の選考 (案) (6) 議案第 6 号 釧路短期大学同窓会奨学金基金規程 および運用要項の改正 (案) (7) 議案第 7 号 そのほか 役員の任期延長 (案) 役員の選出 (案)
〃	同窓会常任幹事会 (第 1 回) の開催 (於：釧路短期大学) 出席者 13 名
10 月 23 日 (月)	同窓会奨学金授与式の開催 (於：釧路短期大学)
11 月 13 日 (月)	大学祭の案内を同窓会ホームページに掲載
11 月 18 日 (土)	大学祭への参加 釧路短期大学臨床栄養学ゼミと共同で、クッキーとパウンドケーキの試 食配布コーナーを開設
11 月 30 日 (木)	同窓会常任幹事会 (第 2 回) の開催 (於：釧路短期大学) 出席者 14 名
令和 6 年 3 月 13 日 (水)	同窓会入会式を開催し、生活科学科 30 名、幼児教育学科 42 名が入会 新入会員代表へ卒業記念品を贈呈
5 月 28 日 (火)	同窓会常任幹事会 (第 3 回) の開催 (於：釧路短期大学) 出席者 11 名
7 月 8 日 (月)	同窓会各期代表幹事会 (第 1 回) の開催 出席者数 11 名
7 月 22 日 (月) ～7 月 31 日 (水)	同窓会奨学生の募集
8 月 22 日 (木)	同窓会各期代表幹事会 (第 2 回) の開催 出席者数 12 名
8 月 30 日 (金)	同窓会奨学生の選考

釧路短期大学同窓会令和5年度決算報告

自 令和5年9月 1日

至 令和6年8月31日

【 収入の部 】 (単位：円)

項 目	金 額	摘 要
会 費	360,000	同窓会入会金 5,000円×72名
義 援 金	0	
雑 収 入	140	定期・普通預金利息等
小 計	360,140	
繰 越 金	7,635,901	前総会より引き継ぎ
合 計	7,996,041	

【 支出の部 】 (単位：円)

項 目	金 額	摘 要
総 会 経 費	346,034	案内発送、印刷代、記念品
事 業 費	12,594	学祭出店材料費(昆布クッキー)・手伝い学生食券
奨 学 金	60,000	奨学金1名
記 念 品	43,800	卒業生記念品負担金
会 議 費	63,240	お弁当2回、交通費3回
福 利 厚 生	0	
通 信 費	0	
雑 費	3,530	会計監査食事
小 計	529,198	
翌年度繰越金	7,466,843	
合 計	7,996,041	

収 入 の 部 7,996,041

支 出 の 部 529,198

会 計 残 高 7,466,843

会計監査報告

釧路短期大学同窓会の令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 8 月 31 日までの
収支決算書について、関係書類を監査した結果、適正な処理をされておりましたことをご報告致します。

令和 6 年 9 月 3 日

会 計 監 査

釧路短期大学同窓会令和 6 年度活動計画

自 令和 6 年 9 月 1 日

至 令和 7 年 8 月 31 日

年 月 日	内 容
令和 6 年	
9 月 21 日 (土)	同窓会総会・懇親会の開催 (於：釧路センチュリーキャッスルホテル)
10 月上旬	同窓会奨学金授与式の開催 (於：釧路短期大学)
11 月上旬	大学祭の案内を同窓会ホームページに掲載
11 月 16 日 (土)	大学祭への参加・協力・助成
令和 7 年	
3 月 11 日 (火)	同窓会入会式 (於：釧路短期大学)
6 月中旬～8 月中旬	同窓会奨学生の募集および選考

釧路短期大学同窓会令和6年度予算

自 令和6年9月 1日

至 令和7年8月31日

【 収入の部 】 (単位：円)

項 目	金 額	摘 要
会 費	540,000	同窓会入会金(5,000×72),同窓会総会(3000*60)
義 援 金	35,000	チャリティー募金等 500円*60名+α
雑 収 入	800	定期・普通預金利息等
小 計	575,800	
繰 越 金	7,466,843	前総会より引き継ぎ
合 計	8,042,643	

【 支出の部 】 (単位：円)

項 目	金 額	摘 要
総 会 経 費	456,000	総会(会場費・食事代など)
事 業 費	40,000	学生活動支援、学祭出店材料費
奨 学 金	120,000	奨学金2名
記 念 品	50,000	卒業生記念品負担金
会 議 費	39,000	(3回*1000円*13名)
福 利 厚 生	30,000	慶弔費
義 援 金	35,000	寄付
雑 費	30,000	
小 計	800,000	
翌年度繰越金	7,242,643	
合 計	8,042,643	

釧路短期大学同窓会役員

■役職	■氏名
会 長： (常任幹事)	中村知与子
副 会 長： (常任幹事)	平井 紀子
〃 (常任幹事)	小林 麻如
幹 事 長： (常任幹事)	伊藤 美香
副幹事長： (常任幹事)	永田 美沙
会 計： (常任幹事)	三浦 亜理紗 (新任)
〃 (常任幹事)	岩田 菜々実 (新任)
書 記： (常任幹事)	坂本 静香 (新任)
〃 (常任幹事)	森谷 瑠水 (新任)
監 査：	菅沼 海 (新任)
〃	遠藤 真凜 (新任)

釧路短期大学同窓会規則

第1章 総則

- 第1条 本会は釧路短期大学同窓会と称し、本部を釧路短期大学内に置く。
- 第2条 本会に支部を設けることが出来る。
地方支部の設置は総会において決議する。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校との緊密な連携のもとでその発展に寄与するとともに、相互に生涯学習における理想の実現をめざし地域社会に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 定期総会を開くこと。
2. 母校の発展に必要な事業に対する援助。
3. その他、必要と認めたこと。

第2章 会員

- 第5条 本会は次の会員をもって構成する。
1. 正会員 釧路女子短期大学・釧路短期大学・釧路短期大学附属幼稚園教諭養成所・釧路短期大学附属幼稚園教諭・保母養成所の卒業生およびかつて在学したことがあり会費を納めた者とする。
2. 特別会員 本学の現旧職員とする。
3. 賛助会員 その他、会費を納めた有志とする。
- 第6条 会員は本会が立案した事業に参加する権利が得られる。
- 第7条 会員は総会に出席することができる。および、立案に対し議決権を有する。
- 第8条 本会会員に改姓、改名、転居、移転等のある時は、本会に届け出るものとする。

第3章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
1. 名誉会長 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 2名
4. 幹事長 1名
5. 副幹事長 1名
6. 幹事各期 1～3名
7. 監査 2名
8. 会計 2名
9. 書記 2名
10. 総務 若干名
11. 相談役 若干名
- 第10条 役員任期は4年とし、再任を妨げない。
- 第11条 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、書記をもって構成する。
- 第12条 役員任期および選出方法は次の通りとする。
1. 名誉会長は母校の学長とする。
2. 会長は正会員より常任幹事会で選出し各期代表幹事会（以下、「幹事会」という）を経て総会で承認を得る。

3. 副会長は正会員のうち両学科より各1名を常任幹事会で選出し、幹事会を経て総会で承認を得る。
4. 幹事長・副幹事長は幹事会で選出し総会で承認を得る。
5. 各期代表幹事は正会員より選出し総会で承認を得る。
6. 監査は正会員より2名選出し総会で承認を得る。
7. 会計・書記各2名のうち各1名は母校に在職する会員に依頼し、ほか各1名は正会員より選出し総会で承認を得る。
8. 総務は正会員の中から会長の指名により選出し常任幹事会で承認を得る。
9. 相談役は本会の運営に協力し貢献の認められた会員とし、常任幹事会の承認を得る。

第13条 本会は常任幹事会の推薦により顧問を置くことができる。

第14条 役員の役割は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務一切を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行に支障のあるとき代行する。
3. 幹事長は、事業の運営を統括する。
4. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が職務遂行に支障のあるとき代行する。
5. 各期代表幹事は、会務を処理する。
6. 会計は本会の経理運営を行う。
7. 書記は会議の記録をとる。
8. 総務は本会の運営を補佐する。
9. 監査は本会の会計年度終了時に監査を行う。

第15条 役員に欠員を生じたときは、常任幹事会を経て補欠者をもってこれに当てる。ただしこの場合の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第16条 本会の会議は総会、幹事会、常任幹事会とする。

第17条 総会は定期総会と臨時総会とする。
定期総会は4年毎に開催する。
臨時総会は常任幹事会が必要と認めたときに臨時開催する。

第18条 総会の開催されない年度は、常任幹事会をもって総会に代えることができる。規則の実施に必要な細則は常任幹事会において定めることができる。ただし規則の改廃に関する事項は、総会の決議によらなければならない。
なお、細則の運用については、総会にて報告する。

第19条 会議の決議は多数決議による。

第5章 会計

第20条 本会の会計は、入会金及び寄付金、その他を充当する。
正会員、賛助会員は入会に際し、入会金5,000円（終身）を納める。

第21条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第22条 会費納入後はいかなる理由があっても、これを返還しない。

第23条 本会の予算ならびに決算は総会において報告し承認を得る。

第6章 補則

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は常任幹事会を経て会長が決定する。

附 則

この会則は、昭和52年3月3日から施行する。
この改正は、平成7年1月29日から施行する。
この改正は、平成23年8月27日から施行する。
この改正は、令和6年9月21日から施行する。